

令和7年度 丹波篠山市 認知症地域支援推進員活動報告

1 認知症地域支援推進員

8名（長寿福祉課、東部地域包括支援センター、西部地域包括支援センター）

2 認知症地域支援推進員の役割

- ・市・地域包括支援センターで共に認知症施策を推進する
- ・認知症に関する相談対応
- ・早期発見、医療や介護が適切に受けられるよう支援する
- ・認知症の正しい知識の普及・啓発
- ・当事者目線で施策や支援を考える
- ・医療や介護に携わる人の「認知症」の理解を促進する
- ・認知症の人や高齢者にやさしい地域づくり

報告者 丹波篠山市長寿福祉課 小猿 奈生子

丹波篠山市 認知症施策全体図

丹波篠山市HPにて掲載



丹波篠山市認知症施策の推進計画（令和6年度～8年度）

認知症基本法の基本的施策（R6年1月施行）

- 1) 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- 2) 認知症の人の生活におけるバリアフリーの推進
- 3) 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- 4) 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護体制の整備
- 5) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 6) 相談体制の整備等
- 7) 研究等の推進等
- 8) 認知症の予防等

丹波篠山市の推進目標

「認知症と共に笑顔で暮らせるまちに！」

上記をコンセプトに、認知症のある方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住民と行政による支援体制を強化していきます。

認知症のある方とその家族の視点を尊重しながら、「共生」と「予防」の観点から施策を推進し、認知症の正しい理解についての啓発、相談体制の強化、認知症のある方と家族への支援など、認知症のある方やその家族が希望を持って暮らすことができるよう、本人・家族を真ん中にした認知症施策を展開します。

なお、この計画は丹波篠山市高齢者福祉計画、第9期介護保険事業計画を基に作成しています。

1 認知症の早期発見・早期対応・予防対策の推進

- 1) 早期発見のための「気づきシート」の活用と医療機関との連携
- 2) 認知症ガイドブック等を活用し、認知症予防や社会資源の周知
- 3) 高齢者がついとも場等での健康教育や予防・早期発見の周知
 - ① いざいき倶楽部やお試しクラブ、サロン、ふれあい館事業への参加促進や健康教育等への支援
 - ② 高齢者大学等での認知症予防や軽度認知症がいの周知
- 4) 気づいたときに相談できる相談窓口の周知
もの忘れ相談センター・ふくし総合相談窓口、地域包括支援センターの積極的な周知
- 5) 専門職が認知症の疑われる方や認知症のある方及び家族を訪問し、家族支援等の初期の支援を集中的・包括的に行う
 - ① ささやま認知症支援チーム（認知症初期集中支援チーム）の周知
 - ② ささやま認知症支援チーム活動の充実
 - ③ 認知症専門医による「高齢者こころの相談」事業

2 認知症の正しい理解について普及啓発

- 1) 地域の誰もが認知症（若年性認知症）を正しく理解し、認知症のある方やその家族のことを見守ることができるよう、認知症サポーター養成講座を開催
目標値（R6年度末：13,500人 R7年度末：14,000人 R8年度末：14,500人）＊R5年度末：12,831人
 - ① 地域住民への理解の推進
・住民、企業、金融機関、市職員等に向け開催
 - ② 学校教育等における認知症を含む高齢者等への理解の促進
・小・中・高でのサポーター養成講座開催と高齢者との交流
＊R5年度末：3,905人
 - ③ 認知症サポーター養成講座修了者へのステップアップ講座の実施
- 2) 認知症のある方やその家族の思いを伝え、理解を深める機会づくり
 - ① 毎年9月を「みんなて認知症を考える月間」とし、市内全域において、行政・医療機関や企業・事業所、市民が協力し、周知啓発
 - ② 本人が参加しやすい認知症カフェの運営や、市民フォーラムの開催

3 認知症ケアの充実

- 1) 認知症のある方やその家族と地域との関係づくりによる共生
個別地域ケア会議を開催し、認知症のある方や家族から地域の人に思いを伝え、周りが本人・家族を理解し支え合える関係づくり
- 2) 介護サービス事業所での対応力向上
 - ① 介護サービス事業所による「高齢者こころの相談」事業の活用
 - ② 介護サービス事業所のニーズに合った研修会等の開催
- 3) 認知症のある方の家族が気軽に相談できる体制づくり
 - ① 「高齢者こころの相談」の周知
 - ② もの忘れ相談センターや地域包括支援センターの周知
- 4) 認知症のある方の状態に合った社会資源の活用
認知症ガイドブックの周知と家族への適切な説明

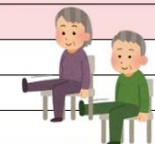
4 認知症のある方とその家族への支援

- 1) なじみの場所で暮らしやすいよう、生活支援体制の充実を図る
 - ① 家事支援や配食、話し相手等の生活支援を「お互い様活動」として行えるよう、見守り支援サポーター事業やその他のボランティア活動等を推進
 - ② 認知症サポーター養成講座の受講者数を増やし、地域の理解者を増やす
 - ③ 認知症サポーターが聴聴ボランティアや他のボランティア活動等に参加できる仕組みづくりを整備（サポーターステップアップ）
 - ④ 「ママに見守り隊」における見守りネットワークを周知し、地域における見守り体制を強化する
 - ⑤ 認知症の方が安心してひとり外出できるように、警察や民間事業所等と連携し、「見守り SOS ネットワーク」と GPS 助成事業、認知症高齢者等個人賠償責任保険の周知
 - ⑥ 認知症の方の社会参加の機会を得るため、タクシー等を使った移動手段の負担軽減
- 2) 認知症の方の権利擁護（その人らしい暮らし）支援の推進
 - ① 丹波篠山市高齢者・障がい者権利擁護サポートセンターを中心に、成年後見制度の活用促進や権利擁護支援者の育成
 - ② 高齢者虐待防止施策を関係機関が連携し、適時・適切に実行する
 - ③ ふくし総合相談窓口の周知啓発
 - ④ 丹波篠山市消費生活センターや篠山警察署等と連携し、消費者被害（詐欺や悪徳商法等）の予防啓発
- 3) なじみの場所で暮らしやすいよう、生活環境の整備を図る
 - ① 日常生活圏にとらわれずに参加できる認知症カフェの立上げ・継続支援および家族介護者の集い場支援
 - ② グループホームや小規模多機能施設、サービス付高齢者向け住宅等、高齢者向けの多様な住まいの確保が図れるよう、介護保険事業担当との連携
 - ③ 介護相談員の訪問により、介護サービス事業所（入所・通所施設）、サ高住等で、適切な支援が受けられているかの評価



9. 認知症の進行と支援体制 ~認知症の進行に合わせて本人の 状態や症状、介護する方の対応のポイント、市の支援体制を紹介しています~

認知症の進行	気づき	軽度	中等度	重度	
	認知症の疑い (MCI)	認知症を有するが日常生活は自立	誰かの見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に手助けや介護が必要	常に介護が必要
症状や行動の例	もの忘れはあるが、買い物やお金の管理は自立している	買い物やお金の管理にミスが見られるが日常生活は自立している	お薬の管理や電話・来客の対応が一人では難しい	着替えや食事、トイレ等が上手く出来ない	言葉でのコミュニケーションをとることが難しい
本人へのアドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の役割を継続する ・体操など体を動かす ・地域の方にも自分の状況を知ってもらう ・趣味の活動を続ける ・生活習慣の改善 			状況に応じて、必要なサービスを利用する	
家族へのアドバイス	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の役割を続けてもらい、失敗しても責めない ・見守り、不安にさせない ・本人と今後の生活や金銭管理など将来の話をする 		<ul style="list-style-type: none"> ・苦手なことが増え始めるので、無理強いしない ・必要な介護サービスを利用する ・本人の体調変化に気を付ける ・認知症の方への接し方などを学ぶ 		<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた施設入所等検討する ・終末期をどう迎えるかを考える
相談 P.15	もの忘れ相談センター 地域包括支援センター 健康課 高齢者・障がい者権利擁護サポートセンター 介護支援専門員 民生委員など				
医療 P.8	かかりつけ医 認知症疾患医療センター 認知症サポート医 認知症 専門医				
				医療の専門職による訪問 (医師・歯科医師・薬剤師・看護師・管理栄養士)	
介護予防 P.8	老人クラブ いきいきサロン 地区いきいき塾 いきいき倶楽部			趣味・地域のつどい場	
	高齢者大学 有料温水プール活用高齢者健康づくり				
	シルバー人材センター 介護支援ボランティアポイント制度				
生活支援 P.9	高齢者・障がい者タクシー料金助成事業 外出支援サービス事業 路線 バス・コミュニティバスの上限運賃制度				
	見守り弁当サービス事業 見守り支援サポーター事業 ボランティア(傾聴・生活支援)				
	高齢者日常生活用具給付事業			認知症高齢者等個人賠償責任 保険 事業	
本人・家族支援 P.10	認知症カフェ 介護教室 介護者交流会 高齢者こころの相談 ささやま認知症支援チーム(認知症初期集中支援チーム) 認知症サポーター				
見守り P.11	マメに見守り隊 緊急通報体制整備事業 認知症高齢者等の見守り・SO Sネットワーク事業 認知症高齢者等 GPS 利用助成 見守り台帳				
権利を守る P.12	日常生活自立支援事業			成年後見制度	
介護	訪問介護 通所介護 短期入所介護 小規模多機能型施設				
住まい	高齢者向け住宅(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・ケアハウス等)				
				グループホーム	
	介護老人保健施設 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 介護医療院				



介護保険に関する情報は「介護保険ガイドブック」をご覧ください
長寿福祉課介護保険窓口まで



丹波篠山市認知症ガイドブックより(丹波篠山市HPにて掲載)

令和7年度の取り組み

若年性認知症の人と家族への支援と体制整備

若年性認知症の支援現状と課題

① 見える化不足

- ・丹波圏域における18～64歳人口における人口10万人当たり若年性認知症者数（有病率）は24.7人と推計。
- ・市や地域包括支援センターが受けた65歳未満の方の認知症に関する相談件数は R3～R7で56件であり、認知症に関する相談全体の10%に満たない状況。

② 相談導線の弱さ

若年性認知症と診断を受けた本人と家族



「仕事は続けたい。
相談先が分からない…」

③ 対応体制（専門性）の弱さ

相談員



「仕事・通院・養育・生活・各種制度等、
何をどのタイミングで助言したらいいか分から
ない…」

これまでの若年性認知症本人への支援を整理し、
丹波篠山市ができる支援体制を整えていく必要性を実感

体制整備に向けた準備

若年性認知症の支援状況の整理

初期集中支援チーム 専門対応会議

チーム員同士で、これまでの若年性認知症本人の支援の事例を共有。
支援の際に困ったことや、あったらいいなと思う資源について話し合い。

丹波篠山市認知症対策会議

65歳未満で認知症に関する相談状況を共有。
若年性認知症における資源と課題を各分野ごとに整理したものを基に、各分野で今後必要だと思われること等について意見交換。

関係機関との顔合わせ

丹波圏域認知症対策ネットワーク会議

丹波認知症疾患医療センターが主催し、講師にひょうご若年性認知症支援センターを招き、『若年性認知症の方への支援』をテーマに研修会を開催。丹波圏域内の市高齢担当課、障がい福祉担当課、県担当者（健康増進課、健康福祉事務所）、医師会、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、介護サービス事業者協議会（通所部会）、就労継続支援B型事業所、民生委員が参集。

本人の声の聞きとり

若年性認知症（疑いを含む）本人や家族との面談の際、既存の制度やサービスの紹介にとどまらず、「どんなことがしたいか」等、資源のあるなしに関わらず本人らのニーズを聞き取り

今後に向けて（認知症地域支援推進員として）

支援の方向性を見える化

これまで認知症対策で関わりのある機関からの意見をもとに、実際に把握している若年性認知症の方の支援経過をさらに深掘りし、出来たことや難しかったことを洗い出していきます。

また、若年性認知症の方への支援のフローチャート作成や、若年性認知症に関する周知、企業への認知症サポーター養成講座の積極的な実施など、すぐに取り組みそうなことから取り組みます。

顔の見える関係づくり

若年性認知症の方への支援は、職場や障がい福祉サービスなど、支援が多岐にわたることが多いため、高齢者福祉や介護関係機関に限らず、分野を超えた支援が必要です。

既存の会議体等を用いながら、若年性認知症の支援は障がい福祉や就労支援機関にも関わりがあることであると知ってもらうことができるよう、働きかけていきます。

本人や家族とのつながり

市や地域包括支援センターは支援がつながるまでの間に本人や家族との関わりはありますが、支援機関につながってからはほとんどお会いすることがありませんでした。しかし、若年性認知症の方の支援体制を充実していくためには、今後はすでに支援が入っている本人や家族にも聞き取りを進めていくことも必要だと考えます。また、聞き取った想いは推進員だけで留めず、関係機関と協働することで、その実現に向けた具体的なアプローチを実践できるよう取り組みます。